平成２６年（フ）第１０５４２号
東京都江戸川区平井４丁目８―25―300　平井鴻和寮
債務者　藤原　政代（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４２０号
東京都足立区南花畑５丁目15―19―102
債務者　杉山　博之
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５９４号
東京都練馬区東大泉４丁目４―10―103
債務者　下田　　唯
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７０８号
東京都板橋区大山金井町19―10―203
債務者　中川　保彦
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１７３８号
東京都大田区北馬込２丁目41―８―404
債務者　廣澤　達弥
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５８２号
埼玉県入間市大字寺竹568―１―102
債務者　岡田　晋一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５８３号
東京都多摩市連光寺２丁目17―12―103
債務者　折笠　伸也
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５８４号
東京都多摩市連光寺２丁目17―12―103
債務者　折笠　恵理
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４号
鹿児島市西陵３丁目10番８号
破産者　鮫島　裕治
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１３３９号
名古屋市天白区平針南２丁目1002番地　平針住宅４街区Ｂ棟101号、従前の住所名古屋市緑区滝ノ水５丁目2313番地
破産者　丹下　優子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
大分県日田市大字日高1837番地14
破産者　佐藤　美行
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第１４３４号
名古屋市南区呼続１丁目19番10号　メトロＭ24―７Ｂ号
破産者　メンバーズＤ＆Ｇこと　森脇　宣之
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６０号
北九州市小倉北区都１丁目４番１号
破産者　吉岡　和弘
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０９号
長崎県長崎市坂本３丁目13番11号
破産者　サウンド浦上こと　浦　　辰郎
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
鹿児島県いちき串木野市羽島7570番地３
破産者　中屋　博貴
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
沖縄県糸満市字糸満2217番地の１　照屋アパートＢ棟202号
破産者　上原美恵子
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２８号
沖縄県糸満市西崎６丁目18番５―403号　ＹＳビル
破産者　伊盛　米浩
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部